

2018年6月21日 全10頁

平成の30年間、 家計の税・社会保険料はどう変わってきたか

消費税よりも社会保険料の負担が増大

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 本レポートでは平成が始まる直前の1988年から直近の2017年までの間（以下、平成の間）、家計が負担する税・社会保険料がどのように変化してきたのか家計調査などをもとに振り返る。
- 「二人以上の勤労者世帯」（全国平均）が負担する税・社会保険料の勤め先収入に占める割合（以下、税・社会保険料負担率）は、平成の間に20.6%から25.7%に上昇した。その上昇幅5.1%ptのうち4.2%ptは直近10年間(2007年～2017年)に生じている。また、上昇幅5.1%ptのうち4.7%ptは社会保険料負担の増加によるものであり、平成の間の家計負担増は、ほぼ社会保険料の増加によってもたらされたものと言える。
- 所得階級別の税・社会保険料負担率の変化を見ると、平成の間の上昇幅はより所得の低いグループほど大きかった。これは、直接税負担率が所得の高いグループで低下したが所得の低いグループでは上昇していたこと、および間接税負担率の上昇幅が所得の低いグループほど大きかったことによる。1988年時点ではある程度あった最下位グループと中位グループの税・社会保険料負担率の差が2017年時点ではほぼなくなっている。

[目次]

はじめに～データの特性	2ページ
1. 全国平均値で見た税・社会保険料負担の変化	3ページ
2. 所得階級別の税・社会保険料の負担率の変化	6ページ
おわりに～「新しい時代」の改革に向けて	10ページ

※ 本レポートは、朝日新聞「平成経済第4部 老いる国 縮む社会」（2018年6月3日付朝刊1面・4面）に提供した試算をもとに再構成したものです。

はじめに～データの特性

「家計調査」などをもとに家計の負担を振り返る

2019年5月1日に行われる改元まで残り1年を切り、「平成」の時代が終わろうとしている。本レポートでは、平成元年の前年である1988年から直近の2017年までの間、現役世代の家計が負担する税・社会保険料がどのように変化してきたのかを振り返る（以下、本レポートでは1988年から2017年までのことを「平成の間」と呼ぶ）。

分析に用いる統計は、主に総務省「家計調査」における「二人以上の勤労者世帯」（1999年以前は農林漁家世帯を除き、2000年以後は農林漁家世帯を含む。以下同じ）のものを利用する¹。

「家計調査」では、家計が実際に負担した直接税（所得税、住民税、固定資産税など）と社会保険料（健康保険料、年金保険料など）の各年の金額が集計されている。家計が負担した間接税（消費税、酒税、たばこ税、1988年度まで存在した物品税など）については集計されていないが、家計の各年の消費支出に、各年における間接税の実効税率を乗じることで推計できる。

各年における間接税の実効税率については、1988年～2003年までは上村（2006）²の先行研究において推計された各年の値（暦年換算値）を用いた。2004年～2017年については、上村（2006）における推計最終年度である2003年度の値をそのまま用いた（ただし、消費税率の5%から8%への引き上げ後の2014～2017年については、消費税率引き上げによる実効税率上昇分を加味した）³。

「二人以上の勤労者世帯」のすがたの変化

「二人以上の勤労者世帯」は、「家計調査」の中で、現役世代につき収入と支出を確認でき、かつ平成の間、一貫して利用できる統計の中で、最もカバーする世帯の範囲が広い。このため、「家計調査」を用いて現役世代の一般的な世帯の平均的な収入・支出（税・社会保険料負担含む）を推計するためには、「二人以上の勤労者世帯」の平均値を用いるのが適当と考えられる。

もともと、「二人以上の勤労者世帯」はあくまで日本の総世帯数の一部を占めるにすぎず、かつ、その割合も低下傾向にある。日本の総世帯数に占める「二人以上の勤労者世帯」の割合は、1988年は49.52%であったが、2017年には32.49%に低下している（図表1）。このため、ミクロでみた「家計調査」における「二人以上の勤労者世帯」の家計収支の動向と、マクロでみた日本の全世帯の家計収支の動向は必ずしも連動しない。

¹ 家計調査における「勤労者世帯」とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯をいう（ただし、世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯を除く）。

² 上村敏之「家計の間接税負担と消費税の今後—物品税時代から消費税時代の実効税率の推移—」（『会計検査研究』33号、pp.11-29、会計検査院、2006年、以下、「上村（2006）」）。家計調査の支出品目や各間接税の税収等をもとに、1960年度から2003年度までの家計の消費支出に対する間接税の実効税率を推計している。

³ 2003年度以後の個別品目への間接税（酒税、たばこ税など）の改正は反映していない（ただし、これによる間接税負担額の誤差は2017年時点の平均で1世帯月額1,000円程度と推定される）。

また、「二人以上の勤労者世帯」のすがたも平成の間に、大きく変わっている。世帯主の平均年齢は高齢化や晩婚化により43.7歳から49.1歳に上昇し、少子化により平均世帯人員は3.74人から3.35人に減少した。他方、女性の就業率上昇により平均有業人員は1.63人から1.74人に増加している。

図表1 「二人以上の勤労者世帯」のすがたの変化

		1988年	2017年	変化幅
日本の 総世帯数 に占める 割合	単身世帯	23.09%	34.53%	11.45%pt
	二人以上の世帯	76.91%	65.47%	-11.45%pt
	二人以上の勤労者世帯	49.52%	32.49%	-17.03%pt
	二人以上の「勤労者世帯以外の世帯」	27.39%	32.98%	5.58%pt
二人以上の 勤労者世帯 の統計値	世帯主の平均年齢(歳)	43.7	49.1	5.4
	平均世帯人員(人)	3.74	3.35	-0.39
	平均有業人員(人)	1.63	1.74	0.11

(注)日本の総世帯数に占める単身世帯と二人以上の世帯に占める割合の按分は最も近い年(1988年⇒1990年、2017年⇒2015年)の総務省「国勢調査」による。二人以上の世帯の勤労者世帯と「勤労者世帯以外の世帯」の按分は総務省「家計調査」による。

(出所)総務省「家計調査」および総務省「国勢調査」をもとに大和総研作成

1. 全国平均値で見た税・社会保険料負担の変化

「二人以上の勤労者世帯」の全国平均値について、1988年と2017年の収支(月額)を比較したものが図表2、平成の間の各年の推移をグラフにしたものが図表3である。

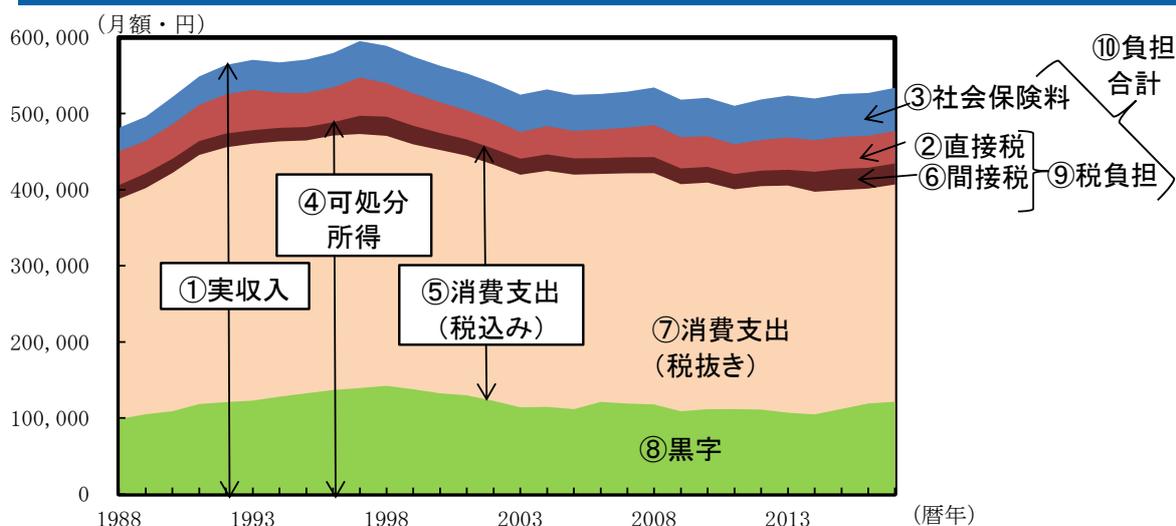
図表2 家計(「二人以上の勤労者世帯」の全国平均値)の収支

(月額、単位:円)		1988年	2017年	変化額	変化率
①	実収入	481,250	533,820	52,570	10.9%
	勤め先収入	453,320	493,834	40,514	8.9%
	うち世帯主	394,956	419,435	24,479	6.2%
	うち世帯主の配偶者(女)	43,195	64,323	21,128	48.9%
	社会保障給付	10,237	27,970	17,733	173.2%
②	直接税	44,091	42,479	-1,612	-3.7%
③	社会保険料	30,923	56,869	25,946	83.9%
④	可処分所得(≒①-②-③)(注)	405,938	434,415	28,477	7.0%
⑤	消費支出(税込み)	307,204	313,057	5,853	1.9%
⑥	うち間接税	18,147	27,618	9,471	52.2%
	うち消費税	0	19,711	19,711	
⑦	消費支出(税抜き)(=⑤-⑥)	289,057	285,439	-3,618	-1.3%
⑧	黒字(=④-⑤)	98,733	121,358	22,625	22.9%
	黒字率(=⑧/④)	24.3%	27.9%		
	平均消費性向(=⑤/④)	75.7%	72.1%		
⑨	税負担(=②+⑥)	62,238	70,097	7,859	12.6%
⑩	負担合計(=②+③+⑥)	93,161	126,966	33,805	36.3%
	税・社会保険料負担率(=⑩/勤め先収入)	20.6%	25.7%		

(注)「家計調査」の「可処分所得」は上記①から②と③のほか「直接税・社会保険料以外の非消費支出」(借入金の利子など)を控除した金額。「直接税・社会保険料以外の非消費支出」は1988年～2017年のうち最も多い年でも全国平均で月額452円である。

(出所)総務省「家計調査」および上村(2006)をもとに大和総研作成

図表3 家計(「二人以上の勤労者世帯」の全国平均値)の収支の推移



(注) ①～⑩は図表2に対応。図表3では「直接税・社会保険料以外の非消費支出」は②に含めた。
 (出所) 総務省「家計調査」および上村(2006)をもとに大和総研作成

収入の変化

平成の間に、家計の実収入は5.3万円⁴増加している。もっとも、実収入はこの間単調に増加傾向にあったわけではない。1988年から1997年までは増加傾向にあり、1997年の実収入は59.5万円となる。1998年から2011年までは減少傾向に変わり、2011年には1997年以後の最低である51.0万円となる。2012年以後は再び増加傾向に変わった。

平成の間の実収入の増加額の大部分は「勤め先収入」の増加(4.1万円増加)で説明される。増加額の内訳は、「世帯主」と「世帯主の配偶者(女)」によるものがほぼ半々である。

平成の間に社会保障給付も1.8万円増加しているが、これは児童手当の給付対象者や給付額が拡充されたことのほか、「二人以上の勤労者世帯」の中に年金の給付を受けながら働く高齢者の割合が増えたことによる影響も考えられる。

直接税・社会保険料の変化

平成の間に家計の実収入は増えているが、直接税は0.2万円減少している。他方、社会保険料は2.6万円増加した。

家計の負担は1988年においては社会保険料(3.1万円)より直接税(4.4万円)の方が多かったが、2017年では逆転して社会保険料(5.7万円)の方が直接税(4.2万円)より多くなっている。平成の時代における家計の負担増は、主に社会保険料の増加によってもたらされたものと言える。

⁴ 以下、本レポート1.の中で特に断りが無い場合、金額は全て月額で、千円未満を四捨五入し千円単位で表示している。

可処分所得・消費・間接税の変化

平成の間の可処分所得の増加は 2.8 万円である。家計が負担する社会保険料が大きく増えたため、実収入の増加額よりも可処分所得の増加額は少ない。

消費支出（税込み）は 0.6 万円増加しているが、消費支出（税込み）に占める間接税が 0.9 万円増加しているため、税抜き消費支出は 0.4 万円減っている⁵。

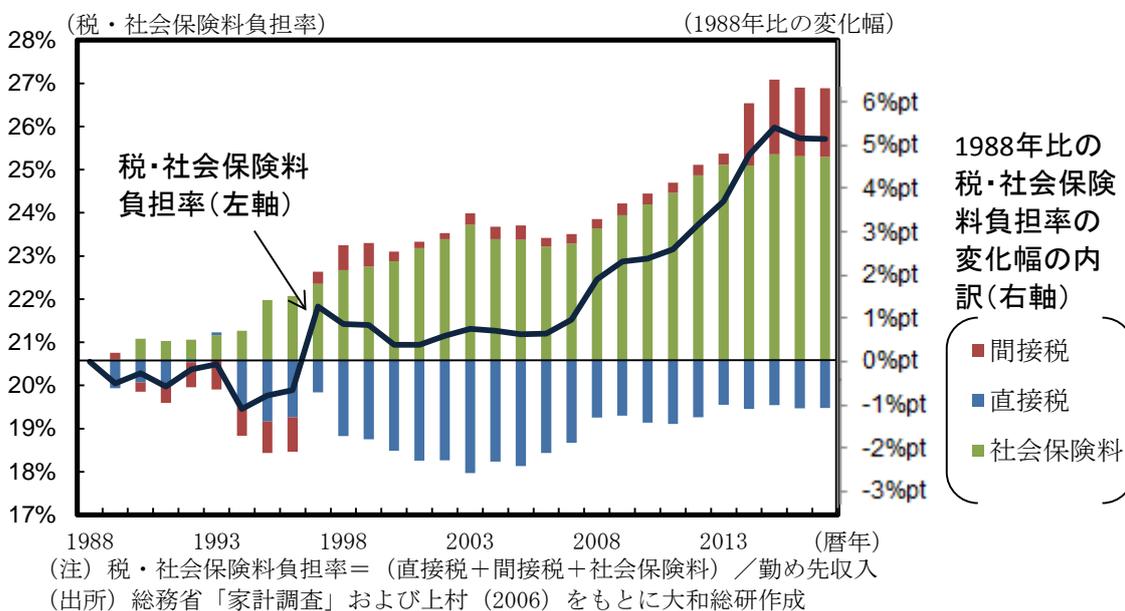
家計が負担する消費税は 1988 年はゼロであったが、2017 年は 2.0 万円となっている。ただし、物品税の廃止など消費税以外の間接税が減っているため、平成の間の間接税の増加は 0.9 万円にとどまっている。

可処分所得の伸びに比べ消費支出（税込み）の伸びが緩やかなため、平均消費性向（可処分所得に占める消費支出（税込み）の割合）は、75.7%から 72.1%に低下している。

税・社会保険料負担率の変化

「勤め先収入」に占める税・社会保険料の割合（税・社会保険料負担率）⁶と、1988 年比の変化幅の内訳を示したものが図表 4 である。

図表4 家計(二人以上の勤労者世帯・全国平均)の税・社会保険料負担率の推移



税・社会保険料負担率は、平成の間に 20.6%から 25.7%に上昇している。ただし、その上昇幅 5.1%pt のうちの 4.2%pt は直近 10 年間（2007 年～2017 年）に生じており、近年急速に家

⁵ 世帯人員 1 人あたりでは税抜きの消費支出は増えている（1988 年：7.7 万円⇒2017 年：8.5 万円）。

⁶ 社会保障給付の多くが非課税となることなどを考慮し、ここでは（「実収入」ではなく）「勤め先収入」に占める税や社会保険料の割合を「負担率」とした。

計負担が増加していることが分かる。

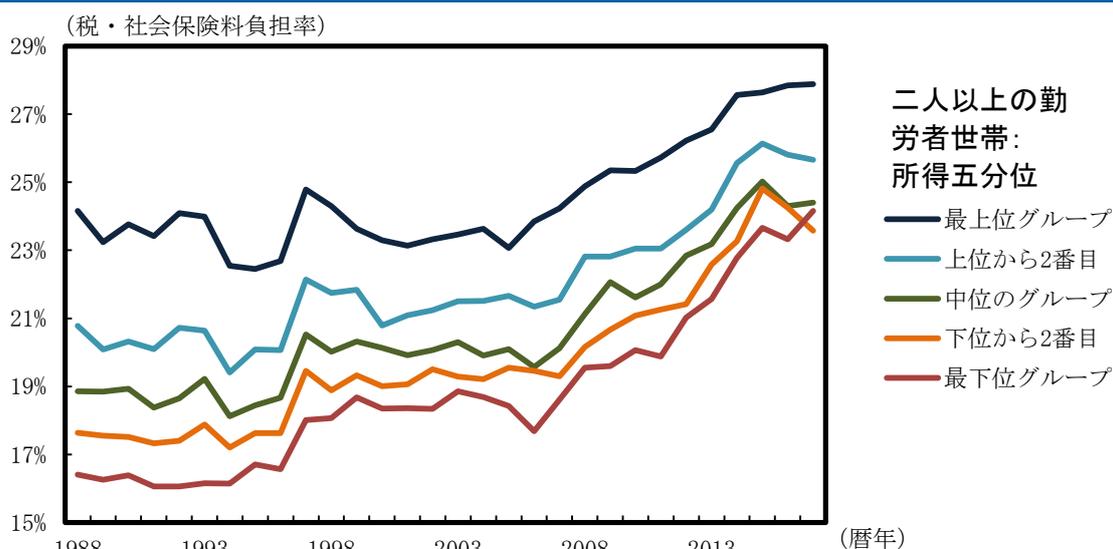
社会保険料は平成の間ほぼ一貫して増加しており、平成の間の税・社会保険料負担率の上昇幅 5.1%pt のうち、4.7%pt は社会保険料の増加分である。もっとも、2007 年ごろまでは直接税の減少分が社会保険料の増加分のほとんどを打ち消していたため、2007 年時点の税・社会保険料負担率は 21.5%と、1988 年と比べて 0.9%pt 高い水準にとどまっていた。

2. 所得階級別の税・社会保険料の負担率の変化

1. では「二人以上の勤労者世帯」の収入・支出（税・社会保険料負担）の平均値の推移を見てきたが、所得水準の高低により収入に占める税・社会保険料の割合は異なる。

所得の多い順に 5 つのグループに分けた、所得五分位別の「勤め先収入」に占める税・社会保険料の負担率の推移を示すと次の図表 5 の通りとなる。

図表5 所得五分位別の家計の税・社会保険料負担率の推移



(注) 税・社会保険料負担率 = (直接税 + 間接税 + 社会保険料) / 勤め先収入
(出所) 総務省「家計調査」および上村 (2006) をもとに大和総研作成

1988 年と 2017 年の税・社会保険料負担率を比較すると、いずれのグループでも上昇しているが、その上昇幅は所得のより低いグループほど大きい。

最上位グループの上昇幅が 3.7%pt (24.2%⇒27.9%) であるのに対し、中位のグループの上昇幅は 5.5%pt (18.9%⇒24.4%)、最下位グループの上昇幅は 7.8%pt (16.4%⇒24.2%) である。

最上位グループと中位のグループの税・社会保険料負担率の差は 5.3%pt から 3.5%pt に、中位のグループと最下位グループの税・社会保険料負担率の差は 2.5%pt から 0.2%pt に縮まっている。

2017年時点では、最下位グループから中位のグループまでの税・社会保険料負担率の差はほぼなくなっており、最下位グループと「下位から2番目のグループ」では税・社会保険料負担率の逆転が生じている。

これは、平成の間に直接税の累進性が緩和され、逆進性を持つ間接税のウエイトが高まったために生じている。

直接税

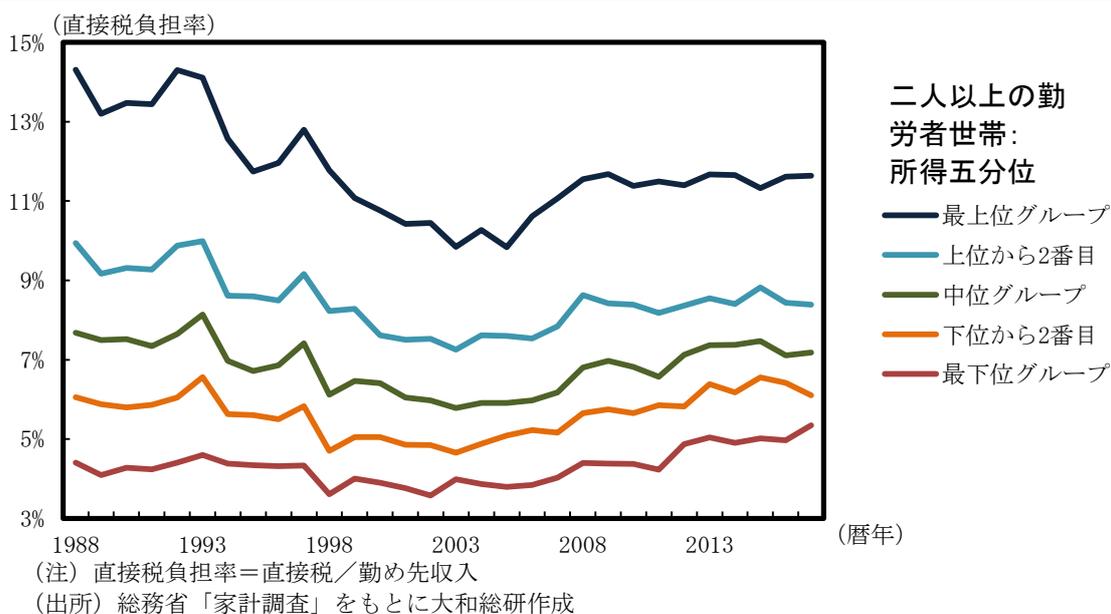
直接税負担率（「勤め先収入」に占める直接税の割合）は、全体として1988年から2005年ごろにかけては最高税率の引き下げや各種控除の拡大、定率減税の導入などによって低下しているが、2006年ごろから2017年にかけては、定率減税の縮小・廃止、各種控除の縮小などにより増加している。

どの年においても、所得が高いグループほど直接税負担率は高くなっているが、その差は縮まってきている。

1988年と2017年の直接税負担率を比較すると、最上位グループ（14.3%⇒11.6%）、上位から2番目のグループ（9.9%⇒8.4%）、中位グループ（7.7%⇒7.2%）ではいずれも低下していたが、下位から2番目のグループでは横ばい（6.1%で変わらず）、最下位グループでは上昇していた（4.4%⇒5.3%）。

平成の間を通じて、全体として所得の違いによる直接税負担率の差は縮まり、直接税の所得再分配機能は弱まったものと言える。

図表6 所得五分位別の家計の直接税負担率の推移

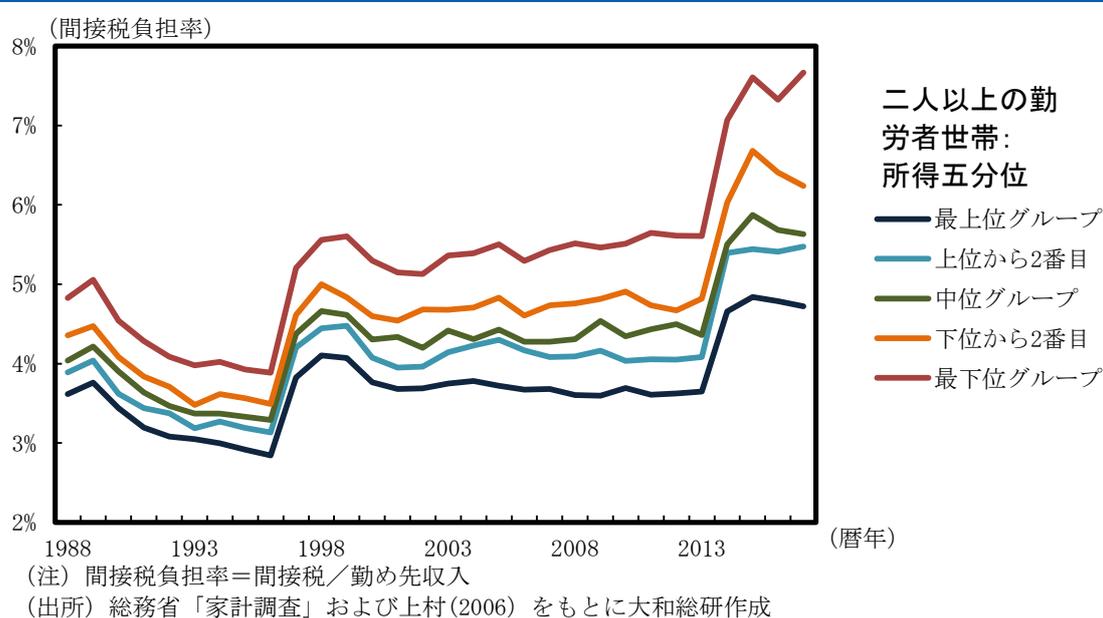


間接税

間接税負担率（「勤め先収入」に占める間接税の割合）は1997年4月・2014年4月の消費税率引き上げ時に上昇している。他方、1989年4月の消費税導入時には間接税負担率の顕著な上昇は見られない⁷。

1989年から1996年にかけて間接税負担率が下がっているのは、1991年10月に消費税の非課税品目が拡大される（居住用住宅の家賃などが非課税となる）など、この間に実質的な消費税の減税が行われたためと考えられる。

図表7 所得五分位別の家計の間接税負担率の推移



どの年においても、所得の低いグループほど間接税負担率が高くなっているが、その差は広がってきている。1988年と2017年の間接税負担率を比較すると、最上位グループでは1.1%ptの上昇(3.6%⇒4.7%)にとどまっていたが、最下位グループでは2.9%ptの上昇(4.8%⇒7.7%)と上昇幅が大きい。

消費税は所得のうち消費に回す部分だけに課税される（消費に回さない部分には課税されない）。このため、所得に占める消費税額の割合は、所得のうち消費に回す割合が高い世帯ほど高くなる。

「家計調査」における平均消費性向（可処分所得に占める消費支出（税込み）の割合）は、1988年から2017年にかけて最上位グループでは73.2%から65.8%に低下する一方で、最下位グループでは逆に85.3%から85.5%に上昇しており、その差は12.1%ptから19.7%ptに拡大して

⁷ 上村(2006)においても、所得階級別の間接税負担率のグラフを示した上で、「1989年度に3%の消費税が導入されたが（中略）家計の負担に対して大きな変化はみられない。物品税の廃止にともない、消費税が導入されたものの、家計の負担は若干の低下をみせる」としている。

いる。

平成の間、消費税率が引き上げられるとともに、所得の低い世帯ほど平均消費性向が高くなる傾向がより顕著になり、所得の低い世帯における間接税の負担感が強くなっている。

社会保険料

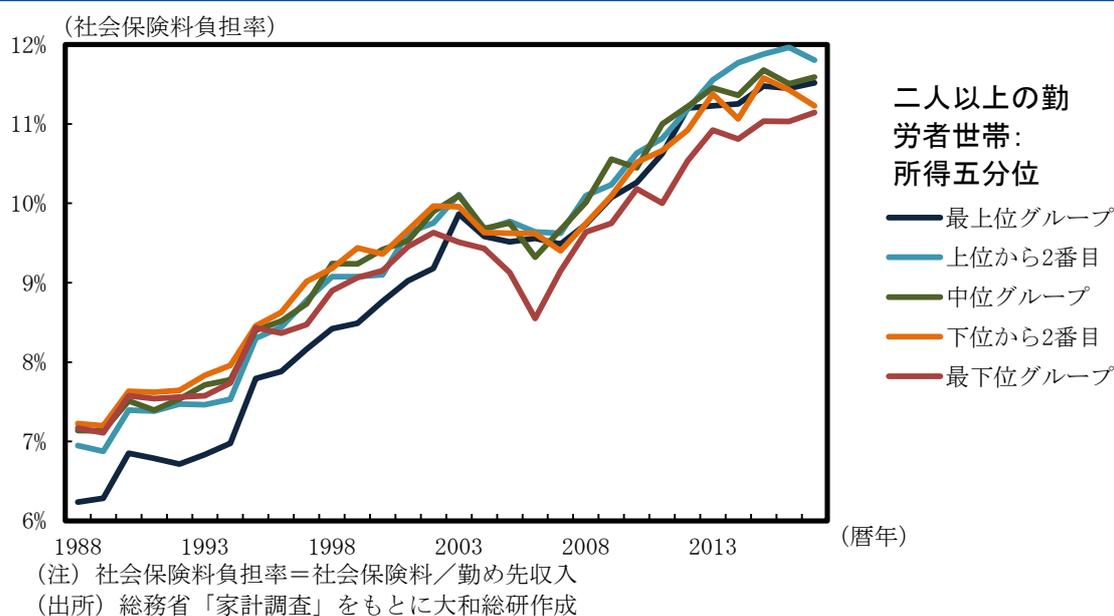
社会保険料負担率（「勤め先収入」に占める社会保険料の割合）は平成の間、ほぼ一貫して上昇しており、所得五分位別の差は小さい。

「勤労者世帯」の多くは、健康保険（健康保険組合、協会けんぽ（旧・政管健保）または共済組合）と厚生年金（旧・共済年金を含む）に加入している。これらの社会保険料は、原則として「勤め先収入」に対して保険料率を乗じて決まる。保険料率は加入する制度により異なるがその差は小さく、所得税や住民税と違って「所得控除」のようなものはないため、所得の違いによる社会保険料負担率の差は小さい。

ただし、1988年から2002年ごろまでは、最上位グループの社会保険料負担率が他のグループより1%pt程度低かった。これは、2003年3月までは健康保険と厚生年金の保険料は原則として月給のみから徴収し、賞与からは徴収していなかったためである。最上位グループは「勤め先収入」に占める賞与の割合が他のグループより高いので、社会保険料負担率が低くなっていた。

2003年4月以後、月給と賞与に同率の社会保険料を課す「総報酬制」が導入されて以後は、最上位グループと他のグループの社会保険料負担率の差はほぼなくなっている。

図表8 所得五分位別の家計の社会保険料負担率の推移



おわりに～「新しい時代」の改革に向けて

平成の間に、家計の負担する税や社会保険料は大幅に増えたが、それでも国の財政の観点からみればこの間に増加した社会保障給付を補えておらず、財政赤字は拡大している。社会保障制度を持続可能とするためには、新元号の時代においても家計負担の増加は避けられないであろう。

本レポート2. で見た通り、平成の間に直接税の所得再分配機能が弱まり、逆進性を持つ間接税のウエイトが高まったため、「二人以上の勤労者世帯」の所得の違いによる税・社会保険料負担率の差は縮まっている。1988年時点ではある程度あった最下位グループと中位グループの税・社会保険料負担率の差が2017年時点ではほぼなくなっており、低所得の世帯における税・社会保険料の負担が相対的に重くなっているものと考えられる。

低所得の世帯における税・社会保険料を軽減する方策には、間接税や社会保険料の軽減なども考えられるが、厳しい財政状況に鑑みると、直接税の所得再分配機能を回復させる中で低所得世帯の負担を軽減することが現実的であろう。

政府・与党は、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加していることを問題視し、若い世代や子育て世帯に光を当てていく観点から、個人所得課税（直接税）において所得再分配機能の回復に向けて改革を進めている最中である⁸。

もっとも、これまで実施された施策・実施が決まっている施策は、2018年から実施された納税者本人の所得に基づく配偶者控除の通減・消失、2020年から実施される予定の給与所得控除の上限引き下げ、納税者本人の所得に基づく基礎控除の通減・消失など、いずれも相対的に高所得の世帯の税負担を増加させる施策に限られている。

今後、直接税の所得再分配機能を回復させる改革を進める中では、低所得の世帯の税負担の軽減を検討するべきではないだろうか。

【以上】

⁸ 自由民主党・公明党「平成29年度税制改正大綱」（平成28年12月8日）では今後の個人所得課税改革の方向性として「経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある」としている。また、自由民主党・公明党「平成30年度税制改正大綱」（平成29年12月14日）においても、今後の見直しに向けた基本的方向性として、「今後も、所得再分配機能の回復や税負担のあり方の観点から、引き続き見直しを継続していく」としている。